

○第2次学校安全の推進に関する計画について【通知】

平29.3.31 28文科初第1878号 文部科学省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、各指定都市市長、各国公私立大学長、各国公私立高等専門学校長殿、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長あて 通知

このたび、学校保健安全法に基づき「第2次学校安全の推進に関する計画」（以下「第2次計画」という。）が、平成29年3月24日に閣議決定されましたので、お知らせします。

本計画は、学校保健安全法に基づき、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策を示すもので、第1次計画期間（平成24～28年度）が終了することから、中央教育審議会の審議を踏まえて、新たな5年間の計画として策定されたものです。

第1次計画期間中には、東日本大震災の教訓を踏まえ、児童生徒等が自らの命を守るために主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、実践的な安全教育の推進とともに、通学中の交通事故や犯罪被害の防止のための安全点検や見守り活動等、各種の安全上の課題に応じた対策が推進されてきました。

一方、安全教育に関する意識や取組については、地域や学校、教職員による差もあり、取組が十分とは言えない地域や学校も見られます。さらに、学校保健安全法により策定が義務付けられているにもかかわらず、いまだ学校安全計画や危険等発生時対処要領が未策定の学校があることは、児童生徒等の安全を確保する観点から非常に問題であり、直ちに改善すべき課題です。未策定の学校には、法の趣旨を理解していないもの、人員不足や業務過多を理由に挙げるもの、学校安全に対する意識が低いものなどがあり、個々の学校の実情に応じた改善策が必要です。こうした状況を踏まえ、国立及び公立の学校に対しては、設置者の責任として、それぞれの国立大学法人や教育委員会による支援・指導の徹底をお願いします。また、私立学校に対しては、未策定の学校の多くが幼稚園を含む私立学校であることから、教育委員会と私立学校主管課の連携の下、各学校への支援・指導をお願いします。策定促進に当たっては、未策定の学校を対象とした研修会の開催や、未策定理由に応じた個別の支援などが有効と考えられますので、適切な対応をお願いします。

以上の内容に加え、下記の要点にあるような取組が全国で推進されるよう、都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県知事にあつては域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対して、附属学校及び専修学校を置く国立大学法人担当課においては、管下の附属学校及び専修学校に対して周知を図るとともに、学校安全の向上に向けた取組に尽力願います。

記

- 1 今後の学校安全の推進の方向性として、目指すべき姿や施策目標に基づき、具体的な取組を推進する。
- 2 全ての学校において学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・改善を行う。また、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。
- 3 教員の養成・研修の充実による教員の資質向上、学習指導要領の改訂を踏まえたカリキュラム・マネジメントの確立による、系統的・体系的な安全教育を推進する。
- 4 外部の専門家や関係機関と連携した安全点検の徹底や、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクルとして実施し、学校安全に関するPDCAサイクルを確立する。
- 5 第1次計画策定後の新たな安全上の課題（SNS、爆破予告、テロ対策等）への対応や、家庭、地域、関係機関等との連携による安全対策を推進する。

第2次学校安全の推進に関する計画【概要】

I これまでの取組と課題

1. 第1次計画期間中の取組

東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、実践的な安全教育が推進された。また、学校施設の防災対策や防災マニュアルの整備、通学中の交通事故や犯罪被害の防止のための安全点検や見守り活動等が推進された。さらに、外部の専門家や専門機関の知見を取り入れ、一層の取組改善を行うといった先進的な取組が進められてきた。

2. 課題

児童生徒等が巻き込まれる犯罪被害や交通事故等は減少しているものの、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた様々な安全上の課題が明らかとなっており、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難い。このため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。また、各学校における安全教育や安全管理、家庭・地域との連携の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、これらを解消し、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。

II 今後の方向性

1. 目指すべき姿

- ①全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- ②学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨とするともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とする。

2. 推進方策

(1) 学校安全に関する組織的取組の推進

全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付ける。

【施策目標】

- 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。
- 全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。
- 全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。
- 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

【具体的取組】

学校における人的体制の整備／学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底／学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

(2) 安全に関する教育の充実方策

全ての学校において、学校安全計画に安全教育の目標を位置付け、これに基づいて、カリキュラム・マネジメントの確立と主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善により、系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。

【施策目標】

- 全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。
- 全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校安全計画（安全管理、研修等の組織活動を含む）の改善を行う。

【具体的取組】

「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進／優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実／現代的課題への対応

(3) 学校の施設及び設備の整備充実

安全対策の観点からの老朽化対策を推進するとともに、私立学校における構造体の耐震化の完了に向けて、早急に対策を実施する。

【施策目標】

- 全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。
- 全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

【具体的取組】

学校施設の安全性の確保のための整備／非常時の安全に関わる設備の整備充実

(4) 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

全ての学校において、外部の専門家や関係機関と連携した安全点検を徹底するとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクル（PDCAサイクル）として実施する。

【施策目標】

- 全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、三領域（生活安全・災害安全・交通安全）全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。
- 全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を行う。

【具体的取組】

学校における安全点検／学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

全ての学校において、保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組む。

【施策目標】

- 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。
- 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携体制を構築する。

【具体的取組】

家庭、地域との連携・協働の推進／関係機関との連携による安全対策の推進